

ソフトバンク株式会社
代表取締役会長 孫 正義 様

2018年3月5日

アムネスティ・インターナショナル日本
移住者と連帯する全国ネットワーク
国際環境 NGO グリーンピース・ジャパン
国際環境 NGO FoE Japan
自由人権協会
日本消費者連盟
反差別国際運動
ピースボート

透明性レポート公表の要請並びにアンケートに対する回答のお願い

私たちは、プライバシーの権利や通信の秘密が手厚く保障されることを求め、その観点からデジタル技術時代における個人情報の取扱いに慎重さを求める NGO や市民団体です。そのような立場及び以下の理由から、通信事業者やプロバイダー、広くはインターネットを使って大量の個人情報を取り扱う事業者（以下、「インターネット事業者」という。）に対し、いわゆる透明性レポート（これについては後述）を出されるよう要請するとともに、別添のアンケートに対するご回答をお願いいたします。

インターネット事業者は、それぞれの利用者と結んだ約款等において、個人情報保護の観点から、原則として第三者に対する個人情報の提供はしないことを約束し、ただし捜査機関から犯罪事件の解決に必要な情報の提供を求められた場合には、当該個人情報を開示するとの例外規定を設けています。しかしながら、この例外規定の運用がブラック・ボックスのような状態にあると私たちは認識しております。

まず、捜査機関から、犯罪事実に関する情報で、その解明に必要不可欠な個人情報の提供が求められたとき、コミュニケーション・サービスを提供するインターネット事業者がその求めに応ずる必要は理解できます。場合によっては責務を負っているとさえ言えるでしょう。しかしながら、その求める対象が必要不可欠の範囲を超えて過大なものとなり、それに対しても事業者が協力するということになれば、個人情報の「保護」はうわべだけのものになってしまいます。事実、そのような事態が出来し、個人情報やプライバシー等の市民の権利が侵害される脅威は、アメリカ合衆国をはじめとする各国において暴露され

ています（この点については、E・スノーデン『スノーデン 日本への警告』集英社新書、2017年4月刊参照）。

そして、アメリカ合衆国においては、このような事態が利用者との信頼関係を損ねるとの判断から、インターネット事業者等がいわゆる透明性レポートを出すようになっていました。ここで言う透明性レポートとは、捜査機関から情報の開示を求められたとき、その開示要求は捜索・差押え令状によってなされたものなのか、あるいは単に照会がなされただけなのか、また、それぞれの件数や令状・照会のそれぞれに対して各社が協力した件数等を公表することです。もちろん、こうしたレポートを出すためには、インターネット事業者が捜査機関からの情報開示請求に対してどのように対応するのかというポリシーを確立することが欠かせません。しかし、日本においてはLINE 株式会社（2016年度）の下半期から透明性レポートといえるLINE Transparency Report を公開し始め、2017年上半期（1月～6月）分を10月11日付けで公開していますが、この動きに呼応する事業者は出ていないようです。

私たちは、まだ透明性レポートを出されていないけれども業界において指導的立場にあるインターネット事業者が、個人情報保護、プライバシーや通信の秘密を保障するとの立場から、速やかに透明性レポートを出されるよう要請するものです。また、別添のアンケートに対するご回答は、2018年4月末までに公益社団法人自由人権協会宛てにFAX（03-3578-6687）でお願いいたします。なお、ご回答の有無、内容等は、一覧表の形でメディアや市民などに広く公表いたしますことを付け加えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【 アンケート回答用紙 】

質問

1 - a 貴社は、現時点で、透明性レポートを出すことについてどのようにお考えですか。

- ① 出す用意がある
- ② 出すか否かを考慮中である
- ③ 出すつもりはない

1 - b 質問 1 - a で①と回答した場合、出す時期はいつごろとお考えですか。

- ① 2018年6月末までに
- ② 2018年12月末までに
- ③ 2019年以降

2 質問 1 - a で①～③のいずれを選ばれた場合でも、その選択に至った理由をお示しく
ださい。

ご回答いただきありがとうございました。

※「透明性レポートとは：捜査機関を含め、政府からサービス利用者の情報開示を求められたときの要請内容やその件数、事業者の対応などに関する重要な情報をまとめた報告書。詳細は表紙をご参照ください」

ご回答は公益社団法人自由人権協会宛てに FAX (03-3578-6687) でお願い致します。